

奨学金について ————— 【相談・受付などの窓口は学生部】

奨学金制度は、人物・学業ともに優れかつ健康であって、経済的理由により修業が困難な者に、一定の金額を給付または貸与することによって学費負担を少しでも軽減し、それによって勉学に専念できるようにとの目的から設けられた制度です。

奨学金関係の掲示については、1号館エントランスホールに設置されている奨学金関係掲示板と、Campus Square for Web に掲載します。募集・採用・継続手続など重要なお知らせを掲示・掲載しますので、見落としのないように注意してください。

■本学独自の奨学金（給付）

成城大学奨学生：110～111頁に規則・施行細則掲載	
応募資格	本学学部2年生以上に在籍している学生であり、経済的理由により修学に困難がある者。
募集人数	平成22年度は、本学応急奨学生と併せて30名。
奨学金額	授業料の2分の1
応募期間	平成22年11月上旬～12月中旬（予定）
採用決定	平成23年1月末日までに選考し、決定する。
成城大学応急奨学生：112～113頁に規則・施行細則掲載	
応募資格	<p>本学に在籍している学生（大学院生を除く）であり、家計の急変により学業の継続が困難となった者。</p> <p>＊家計の急変の事由…学資支弁者の死亡、生別、失職、病気 または事故、火災・風水害・その他の災害にあった場合 家庭内において病気・傷害その他の事故のため高額出費があった場合</p> <p>＊上記の事由が発生してから12ヶ月以内</p>
募集人数	平成22年度は、本学奨学生と併せて30名。
奨学金額	授業料の2分の1
応募期間	前期 平成22年6月1日～6月30日（予定）
	後期 平成22年11月上旬～12月中旬（予定）
採用決定	前期 平成22年7月末日までに選考し、決定する。
	後期 平成23年1月末日までに選考し、決定する。
受付場所	学生部（相談は、奨学金担当者が随時受け付けます）
<p>＊上記奨学金は、採用されたものに対して、当該年度に限り授業料に充当するために給付する。</p> <p>＊学外の奨学金制度と併用することができる。</p>	

成城大学提携教育ローン援助奨学金：114頁に規則掲載	【窓口は学生部】
成城大学提携教育ローンを利用して、授業料その他の校納金または大学で単位取得を認める短期語学研修費用等を納付した者に対して、申請により在学中に支払った利息について年利率5.0%を上限とし、給付奨学金として支給する制度です。	

■日本学生支援機構の奨学金（貸与）

日本学生支援機構は、学生支援を目的として設立された独立行政法人です。旧「日本育英会」の事業を承継し、大学での選考・推薦手続きを経て、奨学金を採用者に貸与する機関で、代表的な奨学金です。希望者は必ず説明会に出席してください。

奨学金出願説明会：説明会に出席しないと出願できません。	
大学	4月13日（火）18時～ 場所：003教室
大学院	4月14日（水）18時～ 場所：312教室
予約進学者説明会：説明会に出席しないと、貸与が受けられません。 ※予約進学者＝高等学校在学時に、奨学生採用候補者に決定している者。	
大学	4月12日（月）18時～ 場所：321教室

大学		
第一種奨学金（無利子貸与）：出願資格		
学 力	1年次	①高校最終2カ年の学習成績の平均値が3.5以上の者。 または調査書の評定平均値が3.5以上の者。 ②高等学校卒業程度認定試験または大学入学資格検定に合格し、上記に準ずると認められる者。
	2年次以上	大学における学業成績が本人の属する学部(科)の上位3分の1以内の者。
健 康	修学上、支障のない健康状態の者。	
家計の基準	主たる家計支持者等の年収が、収入基準以下であること。 ※説明会時に詳細を説明します。	
第二種奨学金（有利子貸与）：出願資格		
学 力	①出身学校または在籍する学校における成績が平均水準以上の者。	
	②特定の分野において特に優れた資質能力を有すると認められた者。	
	③大学等における学習に意欲があり学業を確実に修了できる見込みがあると認められる者。	
	④高等学校卒業程度認定試験または大学入学資格検定に合格し、上記に準ずると認められる者。	
健 康	第一種奨学金と同じ。	
家計の基準	第一種奨学金と同じ。	

大 学 院（博士課程前期、博士課程後期）	
第一種奨学金（無利子貸与）／第二種奨学金（有利子貸与）：出願資格	
<p>大学ならびに大学院における成績が特に優れ、将来、教育・研究者または高度の専門性を要する職業人として活動する能力があると認められる者。</p> <p>※本人および配偶者の年収が、収入基準以下であること。</p>	

日本学生支援機構奨学金 貸与月額（平成22年度入学者）	
第一種奨学金（無利子貸与）	
大 学	自宅通学者 30,000円・54,000円 から選択
	自宅外通学者 30,000円・64,000円 から選択
大 学 院	博士課程前期 50,000円・88,000円 から選択
	博士課程後期 80,000円・122,000円 から選択
第二種奨学金（有利子貸与）	
大学	3万・5万・8万・10万・12万から選択
大学院（博士課程前期・後期）	5万・8万・10万・13万・15万から選択
<p>※第一種の貸与月額は、入学年度によって異なる。</p> <p>※第一種と第二種奨学金は、併用貸与を希望することができる。（併用の収入基準あり）</p> <p>※第二種奨学金の貸与月額は、貸与途中で変更することができる。</p> <p>※第二種奨学金は、貸与期間（在学期間）中は無利子。</p> <p>※第二種奨学金の貸与利率は、独立行政法人日本学生支援機構法施行令及びその他の規程により定められた利率が適用される。この規程により定められる増額貸与を除く貸与月額についての利率は、年利率3%を上限とする。</p>	

緊急採用（無利子）・応急採用（有利子） ～定期外採用～
<p>日本学生支援機構では、家計に急変があった場合、4月の定期採用以外に、随時受付をしている緊急採用・応急採用の奨学金があります。</p> <p>学生部奨学金担当者までご相談ください。</p>

入学前に日本学生支援機構（日本育英会）の奨学生だった方へ
<p>在学中の返還猶予を希望する場合は、所定の「在学届」を提出してください。</p> <p>提出期限：平成22年4月24日（土）13：00まで</p> <p>提出場所：学生部</p>

■その他の奨学金制度

その他の奨学金制度について、外部団体より募集依頼があり次第、募集要項を1号館エントランスホールに設置されている奨学金関係掲示板に掲載します。平成21年度の募集依頼実績は以下のとおりです。各団体の奨学生応募期間は4月から5月に集中するので、希望者は掲示に注意してください。

地方公共団体奨学金(貸与奨学金)	
福島県、石川県、岡山県、山口県、茨城県、川崎市、横浜市、上田市など	
※奨学金の有無は、保証人(父母等)の住民票のある自治体に直接問い合わせてください。	

民間団体奨学金 (給付)				
募集团体	給付(出願)資格	給付月額	採用人数	備考
古屋亨記念奨学基金	法学部1年生	5万円	全国で3名	学内選考
守谷育英会	学部生	5万円	全国で約60名	自由応募
	大学院生	7万円		
松尾金蔵記念奨学基金	大学院1年(文学研究科)	100万円 :年額	全国で12名	自由応募
大学婦人協会	大学院2年女	20万円 :年額	全国で9名	自由応募

民間団体奨学金 (貸与)				
募集团体	給付(出願)資格	給付月額	採用人数	備考
関育英奨学会	学部2年生	3万円	1名	学内選考
日本通運育英会	学部1・2年生	15万円:自宅 2万円:自宅外	全国で学部生66名	自由応募
電通育英会	学部生	4万円	全国で150名	自由応募
あしなが育英会	学部生	4万円	全国で130名	自由応募

特待生について

特待生制度は、本学各学部2年生以上に在籍している学生を対象に、人物・学業ともに優秀な者を特待生として選出し、奨励金を給付（授業料に充当）する本学独自の制度です。

成城大学特待生：115頁に規則掲載											
選考方法等	<p>特待生は、本学各学部2年生以上に在籍している学生を対象に、各学部からそれぞれ人物・学業共に優秀な学生を選出するものとし、教授会の議を経て、学部長の推薦に基づき、学長が決定する。</p> <p>選出された特待生は、学内に公示され、学長より表彰状が贈られる。</p> <p>平成22年度は、7月中に以下の人数が選出される予定。</p> <table><tr><td>経済学部</td><td>： 9名</td></tr><tr><td>文芸学部</td><td>： 9名</td></tr><tr><td>法学部</td><td>： 6名</td></tr><tr><td>社会イノベーション学部</td><td>： 6名</td></tr><tr><td>計</td><td>30名</td></tr></table>	経済学部	： 9名	文芸学部	： 9名	法学部	： 6名	社会イノベーション学部	： 6名	計	30名
経済学部	： 9名										
文芸学部	： 9名										
法学部	： 6名										
社会イノベーション学部	： 6名										
計	30名										
給付方法等	<p>授業料に充当することにより奨励金を給付。</p> <p>平成22年度の奨励金額は30万円。</p>										
※奨励金の給付は、特待生となった年度に限られるが、翌年度以降に、特待生に再度選出されることを妨げない。											

成城大学 奨学生規則

平成12年3月14日制定

平成19年12月18日改正

(目的)

第1条 この規則は、成城大学に在籍する学生であって経済的理由により修学に困難がある者に対し、学資を給付し、勉学奨励及び生活向上に資するために必要な事項を定めることを目的とする。

(名称)

第2条 この規則により給付する学資を成城大学奨学金（以下「奨学金」という。）と称し、学資の給付を受ける者を成城大学奨学生（以下「奨学生」という。）と称する。

(給付の対象)

第3条 奨学金は、成城大学の2年次以上に在籍する学生（大学院学生及び成城大学応急奨学生を除く。）に給付する。

(給付額)

第4条 奨学金の給付額は、奨学生となった年度に納入しなければならない授業料の2分の1に相当する額とする。

2 成城大学特待生が、同一の年度に奨学生となったときは、奨学金の給付額は、その者が給付された成城大学学業等奨励金と当該年度に納入しなければならない授業料との差額（当該年度に納入しなければならない授業料の額の2分の1を限度とする）とする。

(奨学金の給付期間)

第5条 奨学金の給付は奨学生となった年度に限り受けることができる。ただし、再度奨学生に採用されることを妨げない。

(奨学生の選考)

第6条 奨学生は、申請をした学生のうちから、就学継続の意志が強固であり、教育上経済的な援助が必要であると認められる者を選出するものとし、厚生補導委員会の推薦に基づき、教授会の議を経て学長が決定する。

(奨学生資格の取消し)

第7条 奨学生が奨学金の給付を受けた年度に休学若しくは退学し、又は奨学生として不適當と認められたときは、その資格を取消し、奨学金を返還させることがある。

(授業料への充当)

第8条 奨学金は、授業料に充当するものとする。

(資金)

第9条 奨学金の資金は、経常経費をもって充てる。

(施行細則)

第10条 この規則の施行に必要な事項は、細則で定める。

(事務担当)

第11条 奨学金にかかわる事務は、学生部が担当する。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年9月14日から施行する。

成城大学 奨学生規則施行細則

平成16年3月25日一部改正

平成19年12月18日改 正

(趣旨)

第1条 この細則は、成城大学奨学生規則の施行に必要な事項を定めることを目的とする。

(募集)

第2条 成城大学奨学生（以下「奨学生」という。）の募集要領は、毎年10月に学内に公示する。

(募集人員)

第3条 奨学生の募集人員は、成城大学奨学金（以下「奨学金」という。）の資金に応じて決定し、公表する。

(申請)

第4条 奨学金の給付を受けようとする者は、保護者と連署した奨学生願書に、次の各号に掲げる文書を添えて学生部長に申し出なければならない。

(1) 学資支弁者の所得に関する証明書

(2) 成績表の謄本

(3) その他特別の事情があれば、その事情を明らかにするもの

(選考)

第5条 奨学生の選考は、当該年度の1月末日までに行う。

2 奨学生の選考は、独立行政法人日本学生支援機構第1種奨学生推薦基準に準拠して行う。

(通知)

第6条 奨学生が決定したときは、学生部長は本人及び保護者に文書をもって通知する。

(確認書)

第7条 奨学生として採用された者は、所定の期日までに確認書を学生部長に提出するものとする。

(異動)

第8条 奨学生は次の各号に掲げる事由があるときは、直ちに学生部長に届け出なければならない。

(1) 休学、留学又は退学

(2) 本人の身分、住所その他重要な事項の変更

(その他の事項)

第9条 この細則に定めのない事項については、厚生補導委員会の議を経て学長が決定する。

附 則

この細則は、平成12年7月12日から施行する。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年9月14日から施行する。

成城大学 応急奨学生規則

平成12年3月14日制定

平成19年12月18日改正

(目的)

第1条 この規則は、成城大学に在籍する学生であって、家計の急変により学業の継続が困難となった者に対し、学資を給付し、学業を修了させるために必要な事項を定めることを目的とする。

(名称)

第2条 この規則により給付する学資を成城大学応急奨学金（以下「応急奨学金」という。）と称し、学資の給付を受ける者を成城大学応急奨学生（以下「応急奨学生」という。）と称する。

(給付の対象)

第3条 応急奨学金は、成城大学に在籍する学生（大学院学生及び成城大学奨学生を除く。）に給付する。

(給付額)

第4条 応急奨学金の給付額は、応急奨学生となった年度に納入しなければならない授業料の2分の1に相当する額とする。

2 成城大学特待生が、同一の年度に応急奨学生となったときは、応急奨学金の給付額は、その者が給付された成城大学学業等奨励金と当該年度に納入しなければならない授業料との差額（当該年度に納入しなければならない授業料の額の2分の1を限度とする。）とする。

(応急奨学金の給付期間)

第5条 応急奨学金の給付は応急奨学生となった年度に限り受けることができる。止むことを得ない事由がある場合を除いて、応急奨学生に再度採用されることはできない。

(応急奨学生の選考)

第6条 応急奨学生は、申請をした学生が、家計の急変により就学継続が困難であり、教育上経済的な援助が必要であると認められた場合に選出するものとし、厚生補導委員会の推薦に基づき、教授会の議を経て学長が決定する。

(応急奨学生資格の取消し)

第7条 応急奨学生が応急奨学金の給付を受けた年度に休学若しくは退学し、又は応急奨学生として不適當と認められたときは、その資格を取消し、応急奨学金を返還させることがある。

(授業料への充当)

第8条 応急奨学金は、授業料に充当するものとする。

(資金)

第9条 応急奨学金の資金は、成城大学の経常経費をもって充てる。

(施行細則)

第10条 この規則の施行に必要な事項は、細則で定める。

(事務担当)

第11条 応急奨学金にかかわる事務は、学生部が担当する。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年9月14日から施行する。

成城大学 応急奨学生規則施行細則

平成16年3月25日一部改正
平成19年12月18日改 正

(趣旨)

第1条 この細則は、成城大学応急奨学生規則の施行に必要な事項を定めることを目的とする。

(受付)

第2条 成城大学応急奨学生（以下「応急奨学生」という。）の受付は、随時行う。ただし、受付締切日を前期は6月末日、後期は12月末日とする。

(採用人員)

第3条 応急奨学生の採用人員は成城大学奨学生の募集人員範囲内とする。

(給付の対象)

第4条 成城大学応急奨学金（以下「応急奨学金」という。）は、次の各号に掲げる事由がある者に給付する。

- (1) 学資支弁者の死亡または生別
- (2) 学資支弁者の失職（定年退職を除く）
- (3) 学資支弁者の病気または事故
- (4) 学資支弁者が火災・風水害その他の災害にあったこと
- (5) 家庭内において病気・傷害その他の事故のため高額出費があったこと
- (6) その他学生部長が特に必要と認めたこと

(申請)

第5条 応急奨学金の給付を受けようとする者は、保護者と連署した応急奨学生願書に、次の文書を添えて学生部長に申し出なければならない。

- (1) 学資支弁者の所得に関する証明書
- (2) 成績表の謄本
- (3) その他家計急変の事情を明らかにするもの

(選考)

第6条 応急奨学生の選考は、前期は7月末日、後期は1月末日までに行う。

2 応急奨学生の選考は、独立行政法人日本学生支援機構緊急奨学生推薦基準に準拠して行う。

(通知)

第7条 応急奨学生が決定したときは、学生部長は本人及び保護者に文書をもって通知する。

(確認書)

第8条 応急奨学生として採用された者は、所定の期日までに確認書を学生部長に提出するものとする。

(異動)

第9条 応急奨学生は次の各号に掲げる事由があるときは、直ちに学生部長に届け出なければならない。

- (1) 休学、留学又は退学
- (2) 本人の身分、住所その他重要な事項の変更
- (3) 家計の急変の解消

(その他の事項)

第10条 この細則に定めのない事項については、厚生補導委員会の議を経て学長が決定する。

附 則

この細則は、平成12年7月12日から施行する。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年9月14日から施行する。

成城大学提携教育ローン援助奨学金規則

平成15年1月28日制 定

平成16年3月25日一部改正

平成19年12月18日改 正

(目的)

第1条 この規則は、成城大学・成城大学大学院の学生であって、経済的理由により、学校法人成城学園が提携する銀行の取り扱う教育ローンを利用して校納金等を納付した者に対して、経済的援助を行うために必要な事項を定める。

(名称)

第2条 この規則により給付する学資を成城大学提携教育ローン援助奨学金（以下「奨学金」という。）と称し、学資の給付を受ける者を成城大学提携教育ローン援助奨学生（以下「奨学生」という。）と称する。

(給付の対象)

第3条 奨学金を受けることのできる者は、次の各号に該当する者でなければならない。

(1) 経済的理由により、当該提携教育ローンを利用して授業料その他の校納金または大学で単位取得を認める短期語学研修費用等を納付した者。

(2) 修学を継続しうる者。

(給付額および給付期間)

第4条 奨学金の額は、在学中の利子について年利率5.0%を上限とし、給付奨学金として支給する。

2 奨学金は、当該学生の修業年限に相当する年数を限度として、年1回給付する。

(申請)

第5条 奨学金の給付を受けようとする者は、保護者と連署した奨学生願書と当該提携教育ローン契約書の写しを学生部長に提出しなければならない。

(奨学生の決定)

第6条 奨学生は、厚生補導委員会の推薦に基づき、教授会の議を経て学長が決定する。

(奨学金の給付の休止)

第7条 奨学生が休学した場合には、奨学金の給付を一時休止する。

(奨学生資格の取消し)

第8条 奨学金の給付を受けた者が退学、または奨学生として適当でないと認められたときは、その資格を取消し、奨学金を返還させることがある。

(給付時期および給付方法)

第9条 奨学金は給付対象年度の翌年度5月末日までに一括して給付し、届け出た銀行口座に振り込むものとする。

(資金)

第10条 奨学金に要する資金は、成城大学の経常的経費をもって充てる。

(事務担当)

第11条 奨学金にかかわる事務は、学生部が担当する。

附 則

この規則は、平成15年1月28日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年3月25日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年9月14日から施行する。

成城大学 特待生規則

平成12年3月14日制定

平成19年12月18日改正

(目的)

第1条 この規則は、成城大学に在籍する学生であって、人物・学業共に優秀な者に対し、奨励金を給付し、有為な人材を育成することを図るために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則により給付される学資を成城大学学業等奨励金（以下「奨励金」という。）と称し、学資の給付を受ける者を成城大学特待生（以下「特待生」という。）と称する。

(給付の対象)

第3条 奨励金は、成城大学の2年次以上に在籍する学生（大学院学生を除く。）に給付する。

2 成城大学の奨学金又は成城大学以外の奨学金の給付又は貸与を受けている者であっても、特待生となることができる。

(特待生の人数)

第4条 特待生の人数は、奨励金の資金に応じて決定し公表する。

(給付額)

第5条 奨励金の給付額は、授業料の全部又は一部に相当する額とする。

(奨励金の給付期間)

第6条 奨励金の給付は、特待生となった年度に限り受けることができる。ただし、特待生に再度選出されることを妨げない。

(特待生の選出)

第7条 特待生は、各学部からそれぞれ人物・学業共に優秀な学生を選出するものとし、教授会の議を経た学部長の推薦に基づき、学長が決定する。

(特待生の辞退)

第8条 特待生は、学長に奨励金の辞退を申し出ることができる。

(特待生の取消し)

第9条 特待生が奨励金の給付を受けた年度に休学若しくは退学し、又は特待生として不相当と認められたときは、その資格を取消し、奨励金を返還させることがある。

(授業料への充当)

第10条 奨励金は、授業料に充当するものとする。

(資金)

第11条 奨励金の資金は、成城大学の経常経費をもって充てる。

(施行細則)

第12条 この規則の施行に必要な事項は、細則で定める。

(事務担当)

第13条 奨励金にかかわる事務は、学生部が担当する。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年9月14日から施行する。